

旧	新	備考（変更箇所）
 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2025年5月1日 株式会社 S T N e t	 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2025年6月1日 株式会社 S T N e t	(変更)

旧	新	備考（変更箇所）						
	附 則 （実施期日） <u>1 この改正約款は、2025年6月1日から実施します。</u> （特例措置） <u>2 2025年6月1日から2025年7月31日までの間に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。</u> <u>（1）料金表第1表第1（利用料金）1－2（料金額）の規定に係わず、次の料金額を減額します。</u> <u>ただし、1－2（料金額）に規定する金額が、料金表通則3（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。</u> <u>1 契約者回線ごと</u> <table><tr><th><u>タイプ</u></th><th><u>適用する期間</u></th><th><u>減額する料金額 （税込価格）</u></th></tr><tr><td><u>音声&データ通信</u></td><td><u>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）</u></td><td><u>400 円（440 円）</u></td></tr></table>	<u>タイプ</u>	<u>適用する期間</u>	<u>減額する料金額 （税込価格）</u>	<u>音声&データ通信</u>	<u>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）</u>	<u>400 円（440 円）</u>	（新設）
<u>タイプ</u>	<u>適用する期間</u>	<u>減額する料金額 （税込価格）</u>						
<u>音声&データ通信</u>	<u>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から6カ月間 （回線提供開始日が1日の場合は回線提供開始日の属する料金月から6カ月間）</u>	<u>400 円（440 円）</u>						